

平成 24 年度 次世代衛星放送テストベッド事業 実施要領

1 背景及び目的

(1) 背景

我が国では 2012 年 3 月末にテレビ放送のデジタル化が完了し、高精細度の映像や放送・通信連携サービスの提供が可能な高度なインフラが整ったところであるが、放送関連技術は更なる進展を続けており、様々な規格化が進んでいる。例えば、高精細映像については、既に ITU において現行ハイビジョンを超える画質の規格として 4 K、8 K が国際標準化され、本年 1 月には高精細映像の伝送において中核的技術となる次世代の映像符号化方式 HEVC の規格化が完了している。現在、これらの技術に対応した映像の制作・表示・記録・送信等の研究開発が進んでいるが、国内規格及び運用規定はまだ定められておらず、放送分野への導入に当たっては更なる技術的検証も必要とされている。

一方、総務省においては、デジタル化後の次世代の放送サービスの実現に向けて取り組むべき課題と具体策を検討するため、「放送サービスの高度化に関する検討会」を開催し、「4 K・8 K」や「スマートテレビ」について検討している。世界に先駆けて、4 K・8 K 等の新しい高度な放送サービスの実用化を図ることを目指し、普及促進のためのロードマップ策定を進めているところである。

(2) 目的

次世代の放送システムにおいて必要となる技術仕様に関する検討を行うとともに、その実用化に向けた技術的検証等を行うためのシステムを整備して参加企業（放送事業者、放送機器メーカー、受信機メーカー等）の利用に供し、次世代放送システムによる放送サービスの実用化に資する実証を実施する。

また、こうした技術的検証を行うためのシステムの構築・実証を通して、次世代衛星放送システムの標準規格と整合をとりつつ、運用規定の策定等に貢献する。

これらにより、4 K・8 K、スマートテレビ等の次世代の放送サービスの実現に向けた検証等の作業を加速することを目的とする。

2 委託事業の概要

(1) 提案者

民間法人（法律に基づき設立された法人又は非営利団体）、地方公共団体、独立行政法人、大学、高等専門学校等又はそれらからなるコンソーシアム（以下、「民間法人等」という）。

(2) 公募する事業

本事業では、4K・8Kに対応した放送システムに必要な制作機能、圧縮（符号化）・伸長機能等の仕様等を検討する。また、必要な機器調達を行い、4K・8Kに対応した放送システムに関する実証を可能とする環境を整備する。

また、これらの実証環境を活用し、4K・8Kに対応した放送システムの統合的な技術的検証を行い、それらの結果を通して、運用規定の策定等に貢献する。

※外部の有識者等を構成員とした評価会（以下、「評価会」という。）での評価結果によっては、採択となる提案が無い場合もある。

(3) 委託金額

30.5億円以下とする。

3 提案手続

(1) 応募資格

以下の全ての要件を満たす、単独又は複数の民間法人等。

- ① 委託事業を遂行するために必要な組織、体制、人員等を有していること。
- ② 委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ③ 委託事業を実施するため、委託事業に関連する分野における企業等との連携・協力体制が構築できており、各主体の役割と責任が明確に示されていること。
- ④ 委託事業全体の取りまとめを行う代表機関及び委託事業全体を統括する実施責任者（プロジェクトリーダー）が定められていること。なお、実施責任者プロジェクトリーダーは、委託事業の進捗管理等、委託事業を統括するとともに、総務省の求めに応じて委託事業の内容の説明等を行うこととする。
- ⑤ 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。
 - a) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- b) 契約の相手方として不適当な行為をする者
- ア 暴力的な要求行為を行う者。
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
 - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者。
- ⑦ 上記暴力団排除対象者であることを知りながら再委託の相手方としないこと。

(2) 提案書様式

別紙2様式1～8に従い作成し、提出すること。

(3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A4版(様式自由)で添付すること。

(4) 提出期間

公募開始の日から、平成25年5月15日(水)までに提案書を提出すること。

(5) 提出部数等

提案書類(提案書、提案書の概要及びその他の補足資料)は次の部数を提出すること。

正本：1部、 副本：1部、電子媒体(CD-R又はDVD-R)：1枚

(6) 提出先

本実施要領に記載の「12 実施要領に関する問い合わせ先」へ持参又は郵送(〆切日の午後5時必着)により提出すること。なお、採択された提案書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。提出された提案書等の返却はしない。

4 委託先候補の選定及び採択

(1) 選定方法

評価会を開催し、その結果に基づき委託先候補を選定する。評価は書面審査及びヒアリングにより行う。ヒアリングの実施については、書面審査通過者に対し総務省より別途通知する。なお、評価に際し、提案者に対して追加資料の提出等を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

委託先候補の選定に当たっては、提出された提案について、以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。評価会での検討により選定基準に変更が生じた場合は、別途公表する。なお、下記に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

① 4K・8Kコンテンツの制作・放送システムに係る仕様等の検討

- a) 4K・8Kコンテンツの撮影、制作システムの仕様を定めるものとなっているか
 - 4Kについて、撮影カメラ及びコンテンツ制作に必要な機能を含む仕様を定めるものになっているか
 - 8Kについて、撮影カメラ及びコンテンツ制作に必要な機能を含む仕様を定めるものになっているか
 - 4K・8Kコンテンツの混在編集時に必要と考えられる制作システム（スイッチャー装置、編集装置等）の仕様を定めるものになっているか
- b) 4K・8K放送に係るシステムに必要と考えられる映像符号化等の仕様等を定めるものとなっているか
 - 最新の映像符号化方式 HEVC を用いた4K・8Kのリアルタイム圧縮符号化装置の仕様が定められることになっているか
- c) 4K・8K放送を受信するシステムの仕様を定めるものになっているか
- d) 本事業における実証において定める仕様は、国際標準化の動向に配慮したものとなっているか

② 実証環境（制作・放送システム）の構築、検証及び運用規定策定等への貢献

- a) 4K・8K等の制作・放送システムに必要な上記①a)及びb)等に係る環境を構築し、映像の符号化、各種制作・送出機能に係る検証を行い、運用規定策定等への貢献を行うものとなっているか
- b) 4K・8K放送で必要とされる多重化機能及びコンテンツの著作権を保護するための要求条件を検討し、運用規定策定等への貢献を行うものとなっているか
- c) 4Kの放送の受信に係るシステムの環境を構築し、検証するものとなっているか
- d) 検証に必要な4K・8Kコンテンツを調達する体制が整っているか

③ 関係事業者との協力関係の構築

- a) 本事業を実施するため、放送分野をはじめ、本事業に関連する分野における企業や機関、団体、大学等と連携・協力体制を構成するものとなっているか
- b) 放送システムの各要素に係る仕様の検討に当たって、国内標準化機関との連携をおこなうものとなっているか

④ 本事業終了後の計画

- a) 本事業の終了後も、本事業において検討した運用規定の普及に積極的な貢献を

行う計画になっているか

- b) 本事業の終了後も、本事業において検討した運用規定の検討等を持続的に行う計画になっているか。

(3) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、委託先候補である民間法人等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から提案者あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までには総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

5 委託契約

(1) 委託契約の締結

採択された委託事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の調整を行った上で委託契約を締結する。なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(2) 委託期間

委託契約は単年度契約とし、委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日までとする。

(3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と民間法人等の代表者が委託契約を締結する。複数の機関による共同事業の場合は、総務省は委託事業を行うすべての機関と直接契約を締結する。再委託は原則として不可とする。

(4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

6 委託費

(1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書及び提案書に定められた用途以外への使用は認められない。なお、採択された提案に係る予算計画書等は、必要に応じて契約時までには実施機関と総務省との間で調整の上、内容の修正を行うことがある。また、委託費は、原則として、委託事業終了後速やかに成果報告書等の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

(2) 委託費の内容

委託費は、委託事業の遂行及び成果の取りまとめに直接的に必要な経費（直接経費）とそれ以外の諸経費（一般管理費）（それぞれ消費税（消費税＋地方消費税）5%を含む。）とする。直接経費の内訳は別添のとおりとする。一般管理費は、直接経費の10%以下とする。

(3) 業務の外注

その内容が第三者に請け負わせることが合理的であると認められる業務については、委託事業の一部を第三者に請け負わせることができる。ただし、委託事業の全部又は委託事業の本質的な部分（実証要素のある業務）を第三者に請け負わせることはできないこととする。

事業の一部を第三者に請け負わせる場合は、以下に該当する場合を除き、事前に総務省に通知し、承認を受けなければならない。

- ① 再委託の金額が50万円を超えない場合
- ② 契約の主体部分ではなく、再委託することが合理的である業務であり、次に掲げる軽微な業務及びこれに準ずる業務であって、かつ、委託額の5分の1を超えない場合
 - ア 翻訳、通訳、速記及び反訳等の類
 - イ 中間報告書及び成果報告書の外注印刷等の類
 - ウ パソコン、サーバ等の委託業務の実施に必要な機器のリース・レンタルの類
 - エ 会議開催の会議室、会場等の借上げの類

(4) 委託事業終了後の残存資産の取扱い

委託事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と受託者が別途協議してその扱いを決定することとする。

7 報告及び評価

(1) 中間報告及び中間評価

受託者は、平成25年11月末日までに、総務省に委託事業の進捗状況等を記した中間報告書（様式適宜）を提出しなければならない。中間報告書をもとに、評価会において委託事業の進捗状況等に対する中間評価を行う。中間評価の結果によっては、委託事業の遂行に当たり必要な指示を行うことがある。なお、中間報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

(2) 成果報告及び終了評価

受託者は、委託を受けた期間の属する年度末日までに、成果報告書（様式適宜）を総務省に提出しなければならない。成果報告書には次の内容を含むものとする。

- ・ 事業内容
- ・ 開発・実証に係る設計書やデータ
- ・ 委託事業で活用したICTシステムの検証結果（定量的評価を含む）
- ・ 明確化された課題及びその解決策

- ・収支報告
- ・委託事業終了後の事業計画、運営体制、資金計画（ランニングコストの負担方法及びその費用負担者）
- ・開発・実証成果の実用化・普及展開にかかる計画 等

成果報告書をもとに、評価会においてヒアリングを通じて終了評価を行う。評価に際しては、追加資料の提出等を求める場合がある。なお、成果報告書は、総務省ホームページ等で公開する予定である。

（３）事後報告及び追跡評価

受託者は、委託事業終了後も総務省の求めに応じ、委託事業によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により報告するものとする。また、事後報告書をもとに、評価会において、事業終了後の運営状況や成果展開等について追跡評価を行う。なお、事後報告書は、総務省ホームページ等で公開する場合がある。

8 次年度以降の取り扱い

委託事業の成果等の評価結果を受けて、委託事業を継続することが本事業の目的達成に必要と認められる場合には、平成25年度以降の事業に係る提案書の提出を受けた上で、改めて委託契約を締結することがあり得る。ただし、予算の成立状況によってはこの限りではない。

9 スケジュール

委託事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・平成25年5月中旬頃： 公募提案について外部評価を実施し、委託先候補を選定
- ・平成25年5月下旬頃： 契約条件の調整を行い、委託契約を締結
- ・平成25年11月頃： 中間報告及び中間評価
- ・平成26年3月頃： 成果報告
- ・平成26年4月頃： 終了評価

10 委託費の適正な執行について

受託者は、委託事業に係る費用が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、本事業の主旨及び目的、本実施要領、委託契約書の内容等を十分理解した上で、効率的かつ効果的な執行に努めなければならない。対象外の予算使用や調達物品の未使用及び事業期間外の費用計上等、不適切な執行があった場合には、契約の取り消しや契約額の減額を行う可能性がある。

1 1 その他

委託事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取り決めるべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

1 2 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館11階

担当： 石丸課長補佐、植村係長

電話： 03-5253-5799

FAX： 03-5253-5800

E-mail：eisei-housou_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。

委託費（直接経費）の範囲

大分類	中分類	説明
I. 物品費	1. 設備備品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年以上のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。 また、委託事業の実施に必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合に要する経費（委託事業のために直接必要であって、委託先または第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品等の使用料）。
	2. 消耗品費	委託事業の実施に直接必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）の製作又は購入に係る製造原価又は購入に要する経費。
II. 人件費・謝金	1. 実証担当者費	委託事業に直接従事する担当者、設計者及び工員等の人件費（原則として、①本給、②賞与、③諸手当（福利厚生に係るものを除く）とする。ただし、I.に含まれるものを除く）。
	2. 実証補助者費	委託事業に直接従事するアルバイト、パート等の経費（福利厚生に係る経費及びI.に含まれるものを除く）。
	3. 謝金	委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のために設置する委員会等（ワーキング・グループも含む）の開催や運営に要した委員等謝金、または個人による役務の提供等への謝金。
III. 旅費	1. 旅費（旅費、委員等旅費、委員調査費）	実証担当者が委託事業の実施に特に必要とする旅費（交通費、日当、宿泊費）、または委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する委員等旅費であって、所属機関の旅費規程等により算定される経費。 また、委員会の委員が委託事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のため、国内あるいは海外において調査に要する経費で、旅費（交通費、日当、宿泊費）、その他の経費。
IV. その他	1. 外注費（保守費、改造修理費、業務請負費（ソフトウェア外注費含む））	委託事業に直接必要な装置のメンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費（保守費、改造修理費、業務請負費及びソフトウェア外注費等含む）。
	2. 印刷製本費	委託事業の実施に直接必要な資料、成果報告書等の印刷、製本に要した経費。
	3. 会議費	委託事業の実施に直接必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要する会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費。
	4. 通信運搬費（通信費、機械装置等運送費）	委託事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料、及び機械装置等運送費等。
	5. 光熱水料	委託事業の実施に直接使用するプラント及び機器等の運転等に要する電気、ガス及び水道等の経費。
	6. その他（諸経費）（設備施設料、その他特別費等）	委託事業の実施に必要なものであって、他項に掲げられた項目に該当しないが、特に必要と認められる経費。
	7. 消費税相当額	「人件費」、「外国旅費のうち支度料や国内分の旅費を除いた額」、「謝金」等の消費税に関して非（不）課税取引となる経費の消費税率（5%）に相当する額。

※ 地方公共団体の職員の人件費及び旅費は委託経費の対象とはならない。